

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 1 5 号）第 1 7 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 8 月 1 0 日 和歌山地方法務局 登記官 河村浩二

記

| 手続番号           | 表題部所有者不明土地に係る所在事項  |
|----------------|--------------------|
| 1700-2024-0011 | 和歌山市梅原字横尾前 4 8 5 番 |
| 1700-2025-0087 | 和歌山市汐見町二丁目 3 8 番 1 |